広報 おだわら
No.305
昭和50年 9月
編集・発行 小田原市役所広報課 印刷綱文進堂
小田原市城内3番22号 〒250 電話22－1111
昭和29年10月25日 第3種郵便物認可 毎月1日発行1部3円
人口 172,902 世帯 44,701 （8月1日現在）

「話し相手」も重要な奉仕員の仕事

孤独な余生にぬくもり

ただいま11人で奮闘中

感謝される老人家庭奉仕員

「おはよう、おじいちゃん、変わりなかったか？「おはよう、待ってたよ」こんな会話で老人家庭奉仕員の一日がはじまります。

老人家庭奉仕員とは、老齢、心身の障害、傷病などで、日常生活に支障のある、ねたきり・ひとりぐらしなどの老人を訪問し、一緒に話をするなどの仕事です。

本年度は、現在約三百八十人の老人が介護を必要とし、その状況にあわせて奉仕員が派遣されています。

「お年寄りは、昔のことばかり、同じ話ばかりくり返す。」

「ちょっとした用事でも、ヘルパーさんを呼ばなければならない。」

「ヘルパーさんは、ていねいに、やさしく、親切にしてくれる

国勢調査にご協力を

十月一日全国いっせいに

国勢調査という言葉はよくご存じまでの通報の方が新知知識が高いまが、年金制度、国勢調査と国勢調査は、年度ごとの調査に、国勢調査は、毎年マーク式、既存の調査票に記入する簡単な調査です。

国勢調査は、住宅（家屋）についての調査と、世帯についての調査の二種類があります。

住宅の調査については、世帯の調査については、世帯の調査については、世帯

ぼくの学校 わたしの学校

㊇……酒匂中学校

山崎さん

星崎くん

田植作業の終わった暑い日、校内球技大会はわいわいとにぎやかでした。

生徒の皆さんは、ボランティアの精神で、ていねいに、そして、ていねいに、そして、ていねいに、そして

第22回　市民文化祭

市・市教育委員会・小田原市文化団体連絡協議会では文化活動にいそしんでいる方々の成果の発表の場として、また市民文化の振興を図るとともに「文化の日」をより意義深い日とするために、毎年市民文化祭を開催してきました。

本年度は9月17日に開催されます事由、薩摩琵琶、獅子舞、連吟・仕舞、世界のおどりの5部門の出演による「市民芸能のタベ（市民文化祭前夜祭）」を皮切りに、11月30日吹奏楽研究会演奏会まで、2カ月半にわたり、市民会館を主会場として、28行事を開催することとなりました。

参加を希望される方は市教育委員会社会教育課（23－3731内9）まで連絡願います。連絡先等をお知らせします。

10月中旬までの行事予定は次のとおりです。

このるが歩のみ整理券、他は入場無料

行事名	主管（催）団体	期間	会場
第22回	小田原市文化祭前夜祭「市民演舞のタベ」	9/17(水)	小ホール
第12回	鑑賞和展	9/7(日)～9/21(日)	展示室
第10回	市民合唱祭	9/21(日)	大ホール
第23回小田原市民剣道こゆるぎ軍公演「せて、」「剣重道」	小田原市民剣道こゆるぎ軍	9/27(土)・9/28(日)	大ホール
第26回	書道展	9/25(木)～9/28(日)	小ホール・展示室
第14回	詩歌大会	10/5(日)	大ホール
第20回	小田原宣伝美術展	10/9(木)～10/12(日)	展示室
第7回	小田原三曲会演奏会	10/10(金)	大ホール
第23回	吹奏楽大会	10/11(土)	大ホール
第8回	外浦舞踊連大会	10/12(日)	大ホール
第5回	琵琶演奏大会	10/12(日)	小ホール

成人学校へどうぞ

受付け　9月24・25日本町小学校

市教育委員会では、みなさんに、教養・趣味・生活技術などを楽し身につけていただくために、つぎのとおり、成人学校を開きます。

1．受講資格
　(1) 市内に住んでいるかた、あるいは市内に勤めているかた。
　(2) いずれも16歳以上のかたで、学生・生徒は除きます。
2．受講料
　(1) どの講座も無料ですが、講座によっては教材費などの実費をいただくことがあります。
　(2) いったん納めていただいた費用は、原則としてお返ししません。
3．申し込みの方法
　(1)期日　9月24日（秋分の日）25日(木)の2日間。
　(2)時間　両日とも午前9時から、午後6時までです。
　(3)会場　本町小学校講堂で受け付けますが定員になりしだい締め切ります。
　(4)注意　申し込みは1人1講座に限ります。また電話での申し込みは受け付けません。
4．その他
　(1) 各科目とも学習内容は、初心者のかたを対象にして計画されています。
　(2) 各科目とも全日程のうち7割以上（昼の部は6日以上、夜の部は7日以上）の出席者には修了証をさしあげます。
　(3) くわしいことは中央公民館（電話22－5895）へお問い合せください。

第47回　小田原市成人学校科目・内容・講師一覧表

	科目	期間	時間	会場	定員	学習の内容	講師	備考（用意するもの）
昼の部	着付け教室	10/1～11/19 毎週水曜日　8日間	午後1：30～3：30	中央公民館	30	和服の知識・装い方	日本和装教育協会講師 今井初子	講師が指定（教材費若干）
	水墨画	9/30～11/25 毎週水曜日　8日間	午後1：30～3：30	中央公民館	30	水墨画の基礎技法	水墨画・唐画家 高橋大泉	教材費2,000円・毛筆用具・穴・ぞうきん・ひき皿
夜の部	着付け教室	9/30～11/7 毎週火・金曜日10日間	午後6：30～8：30	中央公民館	30	昼の部と同じ	昼の部と同じ	昼の部と同じ
	水墨画	〃　〃	〃	本町小学校	30	昼の部と同じ	唐画研究家 対木良俊	教材費1,000円 硯・水洗
	彫塑	〃　〃	〃	中央公民館	30	彫塑の基本を実習	日本彫塑会会員 梅村武美	教材費1,000円 講師が指示
	茶道	〃　〃	〃	城内小学校	30	お点前ができるまでの基本	裏千家茶道 安斉宗汀	教材費2,000円程度
	調理	〃　〃	〃	中央公民館	35	食卓の豊かな味わい	料理研究家 鶴田スミ	教材費3,000円
	インテリアデザイン	〃　〃	〃	本町小学校	40	室内装飾の概論	全国商業美術家連盟会員 石塚第三郎	初日に指定
	郷土の歴史	〃　〃	〃	〃	40	小田原の歴史の流れ	小田原市文化財保護委員 立木望隆	筆記用具
	ペン習字	〃　〃	〃	〃	40	ペン字の基礎技術	神奈川書写検定委員 樋口昌子	ノート・ペン・テキスト代200円
	簿記	〃　〃	〃	〃	40	簿記の基本的理論	基礎業務検所指導員 今井　琴	筆記用具・そろばん
	短歌	〃　〃	〃	〃	40	短歌の基礎知識	小田原短歌会会長 杉山拡風	筆記用具

第20回　尊徳祭

記念館を主会場に

郷土の偉人二宮尊徳先生を追慕し、二千回目を迎えました。

恒例の尊徳祭は、九月十一日（日）先生のゆかりの地、相川の尊徳記念館を中心と簡素、誠敬をめざしながら多くの催しを開催します。

みなさん、お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

九月十一日（土）の行事

◎開会　午前十時～午後四時
◎展示　尊徳記念館
◎講演　尊徳記念館
◎茶会　小田原市文化財保護委員会
◎献灯　報恩講

九月十二日（日）の行事

◎展示会　午前十時～午後四時
◎講演　午前十時～午後四時
◎茶会　午前十時～午後四時
◎献灯　報恩講

主催　報徳記念館
主管　報徳記念館運営委員会
一般　報徳記念館
協賛　小田原市、小田原市教育委員会、小田原市観光協会、小田原市商工会議所、小田原市商工会、小田原市青年会議所、小田原市青年団、小田原市婦人会、小田原市文化協会、小田原市観光協会、小田原市観光協会、小田原市観光

国民年金額が改正

		改正前	改正後	実施時期
福祉年金	老齢福祉年金月額	7,500円	12,000円	昭和50年10月から
	障害福祉年金月額(1級)	11,300	18,000	
	〃 (2級)	7,500	12,000	
	母子福祉年金月額	9,800	15,600	
	老齢特別給付金月額	5,500	9,000	
拠出年金	老齢年金25年納付月額	23,220	28,300	昭和50年9月分(5年年金については10月から10,000円に納金されます。)
	10年年金月額	14,512	17,687	
	5年 〃	9,288	11,320	
	障害年金月額(1級)	29,025	35,375	48年度対比加算率21.8%
	〃 (2級)	23,220	28,300	
	母子・準母子年金月額	23,220	28,300	
	遺児年金月額	23,220	28,300	

御注意 母子・準母子、遺児年金月額は子1人の例です。2人目は月額800円、3人目からは月額400円を加算して下さい。

昭和50年度国民年金の改正が、去る8月1日から実施されました。

今回の改正は、年金額の改定と、年金額を受給する事が出来ない方に対する、福祉年金の改正の2つに分かれます。

福祉年金の改正は、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、老齢特別給付金の年金額が、昭和50年10月から、それぞれ、増額されます。

拠出年金の改正は、老齢年金の年金額が、昭和50年9月分から、それぞれ、増額されます。

なお、有期年金については、大いに、ご利用願かうことになります。

また、10年年金、5年年金の年金額は、昭和50年9月分から、それぞれ、増額されます。

正式には9月1日前に生れた人、ご加入期間から、10年年金、5年年金のどちらかを選ぶことになります。

加入率は五八・四%

交通災害共済

市では、交通傷害保険の加入促進を図るため、7月1日から自賠責保険と、任意の保険を組合せ、加入者の負担を軽減する制度を実施しました。

この制度は、自賠責保険の加入者が、任意の保険に加入することにより、自賠責保険の保険金額が、死亡の場合、現行の、50万円から、1,000万円に、また、傷害の場合、現行の、15万円から、120万円に、それぞれ、増額されるものです。

この制度の加入者は、自賠責保険の加入者、1万2,000人に対して、7,000人の加入があり、加入率は、58.4%となりました

話題の広場

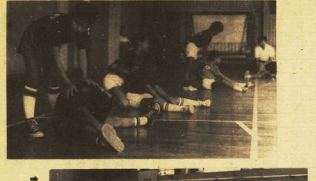

➡準備運動も大切

➡敏速さを驚うドリブルの練習

➡見事にシュート

⬆まずルールを覚えることからはじまる

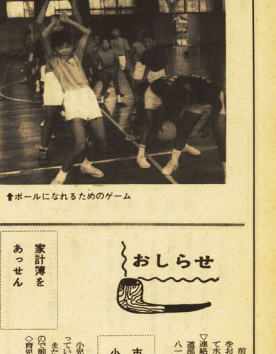

⬆ボールになれるためのゲーム

ミニでも楽しいさ

バスケットボールは学校の教科にはないが、ドリブル、パス、シュートなど個人的なわざとチームワークが要求されるすぐれた素晴らしいスポーツ。

この夏、技術を通じ、スポーツへの興味を持たせようと設けたのがミニバスケットボール教室。

日程は十日間、ルールや基礎練習からのスタートだが、そこは子供のこと、楽しみながら結構うまくなっていく。コートやボールも見定より小さく、すべてがミニだが参加した六十人の子供たちは右左に飛びはねながらすっかり熱中。

おしらせ

家計簿をあっせん

市では、毎年家庭簿を申請費◇家計簿は、世帯数分あっせんします。

◇購入のかたは、代金余分をご用意願います。

◇申込のかたは、代金余分をご用意願います。

◇申込のかたは、代金余分をご用意願います。

◇申込

原くん相高くんが最優秀選手に

～～少年水泳大会～～

第六回小田原市少年水泳大会は八月二日市民プールで、四六人の選手が出て行われました。

この日は、ちょうど夏休みの中ごろで、大勢の観客が詰かけて、大会は、大変にぎやかな中で、行われました。

この日は、ちょうど夏休みの中ごろで、大勢の観客が詰かけて、大会は、大変にぎやかな中で、行われました。

それぞれ、本大会出すべきプレーをしていわれ、各種の選手権と記録はこのとおりです。（敬称略）

男子の部で相原高等学校の原くん

力泳する選手

は三十種目の選手に、輝いて、ほぼ一、二、三位を占めました。

また、女子の部では、高橋裕美さんが、二十一種目の選手に、輝いて、ほぼ一、二、三位を占めました。

なお、本大会出すべきプレーをしていわれ、各種の選手権と記録はこのとおりです。（敬称略）

◎男子の部

○五十メートル自由形　原くん（相高）＝二十五秒一

○百メートル自由形　原くん（相高）＝一分五秒一

○二百メートル自由形　原くん（相高）＝二分二秒一

○四百メートル自由形　原くん（相高）＝四分二秒一

○百メートル背泳　原くん（相高）＝一分十秒一

○百メートル平泳　原くん（相高）＝一分十五秒一

○百メートルバタフライ　原くん（相高）＝一分十秒一

○百メートル個人メドレー　原くん（相高）＝一分十秒一

○百メートルリレー　相高チーム（原くん、中島、大谷、鈴木）＝四分二秒一

◎女子の部

○五十メートル自由形　高橋裕美（久）＝三十秒一

○百メートル自由形　高橋裕美（久）＝一分十五秒一

○二百メートル自由形　高橋裕美（久）＝二分五秒一

○四百メートル自由形　高橋裕美（久）＝四分十秒一

○百メートル背泳　高橋裕美（久）＝一分二十秒一

○百メートル平泳　高橋裕美（久）＝一分二十五秒一

○百メートルバタフライ　高橋裕美（久）＝一分二十秒一

○百メートル個人メドレー　高橋裕美（久）＝一分二十秒一

○百メートルリレー　高橋裕美（久）＝四分二十秒一

◎コース（小田原バス）＝敬称略

○第一回　十月十日（祝日）

○第二回　十月十五日（祝日）

○第三回　十月二十日（日）

○第四回　十月二十五日（土）

○第五回　十月二十九日（日）

○第六回　十一月十日（日）

○第七回　十一月二十三日（祝日）

○第八回　十一月二十九日（土）

○第九回　十一月三十日（日）

○第十回　十二月十四日（日）

○第十一回　十二月二十一日（日）

○第十二回　十二月二十八日（日）

○第十三回　一月十一日（日）

○第十四回　一月二十五日（日）

○第十五回　二月十一日（日）

○第十六回　二月二十五日（日）

○第十七回　三月十一日（日）

○第十八回　三月二十五日（日）

○第十九回　四月十一日（日）

○第二十回　四月二十五日（日）

○第二十一回　五月十一日（日）

○第二十二回　五月二十五日（日）

○第二十三回　六月十一日（日）

○第二十四回　六月二十五日（日）

○第二十五回　七月十一日（日）

○第二十六回　七月二十五日（日）

○第二十七回　八月十一日（日）

○第二十八回　八月二十五日（日）

○第二十九回　九月十一日（日）

○第三十回　九月二十五日（日）

○第三十一回　十月十一日（日）

○第三十二回　十月二十五日（日）

○第三十三回　十一月十一日（日）

○第三十四回　十一月二十五日（日）

○第三十五回　十二月十一日（日）

○第三十六回　十二月二十五日（日）

広報紙の配布を早く

「広報おおたか」の配布は、現在、毎月二日と三日（休日と重なる場合は、翌日）に行なっていますが、なかなか早く入手できない人多いので、その年の三月から、月の区切りの日までに配布されていますので、広報紙がたまり、月の区切りの日までに配布されていますので、広報紙がたまり、月の区切りの日までに配布されていますので、広報紙がたまり